

## 五戸町企業立地推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町企業立地推進条例(平成25年五戸町条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(企業等)

第2条 条例第2条第2号ウの規則で定める運輸業、郵便業は、中分類に定める鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、及び運輸に付帯するサービス業とする。

2 条例第2条第2号オの規則で定める宿泊業、飲食サービス業は、中分類に定める宿泊業とする。

(誘致企業の申請手続)

第3条 条例第4条による奨励金措置を受けようとする者は、指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(事業の概要、投下資本の額、生産計画、施行計画、収支予算案、雇用計画、役員名簿等)
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 最新の損益計算書及び貸借対照表
- (4) その他町長が必要と認める書類

(誘致企業の指定)

第4条 町長は、前条の規定により誘致企業の指定申請があつたときは、その指定の適否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により誘致企業の指定をしたときは、指定書(様式第2号)を交付しなければならない。

(立地奨励金の算定基準)

第5条 条例第五条に規定する立地奨励金の算定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場の設置に当たり必要な土地の整備のための工事に要する費用であること。
- (2) 工事に要する費用のうち次に掲げる費用であること。
  - ア 土工事費
  - イ 法覆工事費
  - ウ 排水工事費

エ 擁壁工事費

オ その他町長が必要であると認めた工事費

(操業奨励金の額)

第6条 条例第六条の規定による操業奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第1年次 当該誘致工場等の固定資産税に相当する額の100分の100
- 第2年次 当該誘致工場等の固定資産税に相当する額の100分の100
- 第3年次 当該誘致工場等の固定資産税に相当する額の100分の100
- 第4年次 当該誘致工場等の固定資産税に相当する額の100分の100
- 第5年次 当該誘致工場等の固定資産税に相当する額の100分の100
- (2) 第1年次 当該誘致工場等の敷地及び建物の賃借料の3分の1以内
- 第2年次 当該誘致工場等の敷地及び建物の賃借料の3分の1以内
- 第3年次 当該誘致工場等の敷地及び建物の賃借料の3分の1以内

(奨励金の交付申請及び通知)

第7条 条例第5条及び第6条第1項並びに第7条第1項の規定により奨励金の交付申請をしようとする者は、奨励金交付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の申請可能期間及び添付書類は、別表のとおりとする。ただし、町長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

3 条例第7条第2項による通知は、奨励金交付・不交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(奨励金の請求)

第8条 奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金の交付の請求をしようとするときは奨励金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(事業休止等の届出)

第9条 奨励金の交付の決定を受けた者及び奨励金の交付を受けた者は、事業を休止し、若しくは廃止し、又は縮小したときは、遅滞なく町長にその旨を届け出なければならない。

(延滞金)

第10条 奨励金の交付を受けた者は、条例第九条の規定により奨励金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(身分証)

第11条 条例第11条の規定により立入調査をする職員は、身分証明書(様式第6号)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(関係書類の備付け)

第12条 奨励金の交付を受けた者は、立地及び操業に係る経費の収支その他の事項を明らかにするため、これに関する一切の書類及び帳簿を、奨励金の交付を受けた日から5年間備え付けておかななければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区分	申請期間	添付書類
立地奨励金	操業開始日又は増設を完了した日から一年を経過した日から一年以内	(1) 固定資産税の納税証明書 の写し (2) 法人登記事項証明書 (3) 当該用地に係る売買契約書 写し及び土地事項証明書 (4) 用地の整備に要した工事費の額 及びその内訳並びに請負契約書の写し (5) その他町長が必要と認めるもの
操業奨励金	操業開始後に賦課された当該工場に係る固定資産税を完納した日から一年以内 賃貸借にあたっては各年度操業開始月日から一年以内	(1) 固定資産税の納税証明書 の写し (2) 賃貸借契約書の写し (3) 最新の損益計算書及び賃借対照表 (4) その他町長が必要と認めるもの

雇用奨励金	操業開始日から一年を経過した日から一年以内	(1) 固定資産税の納税証明書 の写し (2) 従業員の名簿(採用年月日及び住所の記載のあるもの)及び住民票の抄本又は戸籍の附票の写し (3) その他町長が必要と認めるもの
-------	-----------------------	---